

1. 現行制度の概要

- (1) 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項において、植物は、輸出国政府が「検疫有害動植物」が付着していないことを検査により確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書が添付されたものでなければ輸入してはならないとされている。この「検疫有害動植物」については、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 5 条の 2 により規則別表 1 において指定している。
- (2) また、法第 6 条第 2 項においては、輸入に際して栽培地において検査を行う必要がある場合について規定されている。この栽培地検査の対象の検疫有害動植物等については、規則第 5 条の 4 により規則別表 1 の 2 において指定している。
- (3) さらに、法第 7 条第 1 項第 1 号においては、「農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を經由した植物で、農林水産省令で定めるもの」の輸入が禁止されており、当該地域及び植物については、規則第 9 条により規則別表 2 及び 2 の 2 において指定している。
- (4) (1) から (3) までの各種別表の定めについては、我が国の農業生産への影響が大きいと考えられる重要な有害動植物の我が国及び諸外国における発生状況、諸外国における当該有害動植物に係る輸入検疫措置の実施状況等の情報が新たに得られた都度、国際ルールとの調和を図りつつ、リスクに応じた輸入検疫措置を講ずるため、有害動植物のリスク分析（以下「PRA」という。）を行い、必要に応じて規則及び関連する告示の見直しを実施しているところ。

2. 改正の主な内容

今般、諸外国における有害動植物に関する新たな情報に基づき実施した PRA の結果等を踏まえ、以下の改正を行う。

(1) 検疫有害動植物の見直し

検疫有害動植物（計 1,023 種から変更なし）（規則別表 1）

- 新たに 1 種を指定（*Grapevine red blotch virus*）。
- 1 種を削除（*Grapevine leafroll-associated virus 8*）。
- 1 種を再分類による学名の変更

（*Ceratocystis fagacearum*→*Bretziella fagacearum*）。

(2) 輸出国に対して求める輸入検疫措置の見直し

既存の検疫有害動植物 26 種について、対象植物又は対象地域の追加・削除、対象地域の表記の変更、検疫措置の選択肢の追加等の輸入検疫措置を変更（規則別表 1 の 2、別表 2 及び別表 2 の 2）。

3. 今後のスケジュール（案）

令和4年

- 1月 パブリックコメント募集（コメント期間 33 日間）
- 2月 公聴会開催
- 3月 改正規則の官報公示（公布の日の翌日に施行）

以上